2020 年 4 月 15 日

塾生の皆様へ

和敬塾事務所

「緊急事態宣言」による

春期欠食払い戻しの内容変更（塾費半額払い戻し）について

「緊急事態宣言」発令に伴い、2020 年 3 月 12 日付けの“新型コロナウイルス対応による行事予定変更、及び春期欠食の期間延長について”の掲示内容を変更・追加致します。

※変更・追加部分には色を付けています。

2.春期欠食期間の延長及び塾費半額払い戻しについて

大学の授業開始延期や塾内での感染リスクを回避するために帰省をされる塾生の皆様には、以下のとおり「春期欠食払い戻し」若しくは「申し込み日数の塾費半額の払い戻し」をいたします。

（1）対象

①大学の授業開始が延期になった方

②４月中の帰寮が困難になった方

③塾内での感染リスクを回避する為、自主的に帰省される方

（2）期間

欠食払い戻し対象期間：2 月 1 日（土）～ 5 月 6 日（水）迄

そのうち、4 月 1 日（水）～5 月 6 日（水）の間に 15 日以上帰省した人は塾費の半額を払い戻しいたします。

（3）備考

①申し込み要件は、連続して 15 日以上の申し込みであることとします。

②既に帰省している方の申し込みは、帰寮後とし、5 月 31 日（日）迄とします。

③払い戻し日は、追ってお知らせします。

④申し込み用紙は春期欠食払い戻しの用紙と兼用します。申し込み日数分の食券を添付し、帰省（外泊）届に帰省期間を記入し提出してください。

尚、コロナウイルスの感染状況（緊急事態宣言期間の延長など）により、その都度、見直しをしていきますのでご理解ご協力をお願い致します。

以上